

ほっとハウス規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会はほっとハウスと称す。

(事務所)

第2条 本会は京都市南区西九条高島町2-1に主たる活動場所と事務所を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、増え続ける不登校の生徒の居場所として青少年を受け入れ、青少年に、豊かに学びあえる力、主体的に生きる力を付けることを教育目標に日々活動し、青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 事業

- ①不登校等の青少年に対する総合的な学習事業
- ②不登校等の青少年に対するレクリエーション事業
- ③不登校等の青少年又はその保護者の相談及び支援事業
- ④その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は次の3種類とする。

(1) 利用会員 本会の趣旨と活動目的に賛同する在籍生徒保護者。

(2) スタッフ会員 本会の趣旨と活動目的に賛同し、本会の教育活動に参画する意志を

持った個人。

(3) 賛助会員 本会の事業を賛助する意志を持つ個人・団体。

(入会)

第6条 利用会員として入会しようとする者は、代表役員が別に定める入会申込書に申し込むものとする。

2 スタッフ会員は役員会において入会を決定する。

(学費)

第7条 本会の財政は学費、寄付金、賛助会費をもってまかなう。

2 利用会員は学費を規定において納入しなければならない。

(会費)

第8条 賛助会費2,500円をもってまかなう。

(退会)

第9条 利用会員、スタッフ会員は退会の届けを代表に提出して、退会できる。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第10条 本会に次の役員を置く。

- ①代表役員 1名
- ②副代表役員 1名以上
- ③外部役員 1名以上
- ④スタッフ役員 1名以上

(役員職務)

第11条 代表役員は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表役員は、代表役員を補佐し、代表役員が欠けたときは、その職務を代行する。

3 外部役員とスタッフ役員は、構成員として、本会の業務を執行又は助言をする。

(役員任期)

第12条 役員任期は可能な限りとする。

第5章 役員会

(構成)

第13条 役員会は、役員をもって構成し、本会の最高決定機関とする。

(機能)

第14条 役員会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ①事業総括および方針の決定
- ②その他運営に関する事項
- ③スタッフ会員の任命

(開催)

第15条 役員会は毎年度2回以上、代表役員が招集する。

(役員会の議事)

第16条 役員会の議長は代表役員または副代表役員がこれにあたる。

(議決)

第17条 役員会の議事は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 事務局

(事務局の設置等)

第18条 本会の事務を処理するため、スタッフ会員で構成する事務局を設置する。

- ①本会の取組の方針の論議
- ②本会の取組の総括の論議
- ③生徒への関わり方の論議
- ④スタッフ相互の交流

第7章 会計

(会計の管理)

第19条 本会の財政は、会計又は代表役員が管理する。

第20条 年度末に発生した余剰金は次年度に繰り越す。

第8章 付則

第21条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第22条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は役員会の決議を経て、代表役員が別に定める。

第23条 本会は非営利活動を行う任意団体である。